

愛川ブランド取扱店登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛川町（以下「町」という。）の豊かな自然や文化などに育まれてきた素材と、優れた技術・技法から生み出された数多くの町産品の中から、特に優れたものについて、町が認定した愛川ブランド認定品（以下「愛川ブランド」という。）を積極的に取り扱う販売店及び飲食店等（以下「店舗」という。）を愛川ブランド取扱店（以下「取扱店」という。）として登録し、その表示をすることにより、愛川ブランドに関する認知度、理解度の向上を図り、もって、愛川ブランドの普及及び消費拡大を図ることを目的とする。

(取扱店登録要件)

第2条 取扱店として登録する店舗は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 前条の目的に賛同し、積極的に愛川ブランドを活用し、PRする意欲があること。
- (2) 愛川ブランドのいずれか1品以上を常時又は定期的に取扱っていること。
- (3) 登録内容を町のホームページや広報等により紹介されることを承諾すること。
- (4) 愛川ブランドのPR活動及び店頭での売れ行き等の消費動向の情報収集に協力できること。
- (5) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法令を遵守していること。
- (6) 愛川ブランドであることを分かりやすく表示し、取扱いや販売を行うこと。
- (7) 愛川町暴力団排除条例（平成23年愛川町条例第16号）第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。

(登録の手続)

第3条 取扱店の登録をしようとする者（以下「申請者」という。）は、愛川ブランド取扱店登録申請書（第1号様式）により、町長へ申請するものとする。

- 2 町長は、前条各号に掲げる登録要件を全て満たしていると認めたときは、取扱店として、愛川ブランド取扱店登録台帳（以下「台帳」という。）に登録するものとする。
- 3 町長は、取扱店の登録をしたときは、申請者に対し、愛川ブランド取扱店登録通知書（第2号様式）により通知するとともに、愛川ブランド取扱店証（第3号様式。以下「取扱店証」という。）を交付するものとする。

(登録の期間)

第4条 取扱店の登録期間は、取扱店が取り扱っている愛川ブランドの認定期間が終了するまでとする。

(取扱店登録の解除及び変更)

第5条 取扱店は、登録を解除しようとするとき又は登録内容に変更があったときは、愛川ブランド取扱店登録解除・登録内容変更届出書（第4号様式。以下「解除・変更届出書」という。）を町長に提出するものとする。

- 2 取扱店は、登録を解除しようとするときは、町長に取扱店証を返還するものとする。
- 3 町長は、解除・変更届出書を受理したときは、台帳の登録内容の抹消又は変更をするものとする。

(登録の取消し)

第6条 町長は、取扱店が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、取扱店証を返還させるものとする。

- (1) 取扱店の経営を終了したとき。
- (2) 第2条各号に掲げる登録要件のいずれかを満たさなくなったとき。
- (3) 消費者の信頼又は愛川ブランドのイメージを著しく失墜させたとき、又は失墜させる恐れがあると町長が認めたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が取扱店として不適切と認めたとき。

(苦情の処理)

第7条 取扱店は、登録内容等に関して利用者から苦情があったときは、町長にその旨を報告するものとする。この場合において、当該苦情が自らの責めに帰するものであるときは、速やかに自己の責任において必要な措置を講じるものとする。

(調査)

第8条 町長は、取扱店に対して第2条各号に掲げる登録要件を満たしているか、随時調査できるものとする。

2 取扱店は、愛川ブランドの普及PR等の取組状況について、町長が行う調査に可能な限り協力するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、愛川ブランド取扱店登録制度の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。